

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会事務局
(五島振興局水産課内)
直通電話 0959-72-2254
担当者名 水田、柴田

五島海区漁業調整委員会指示の発出について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和5年五島海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、長崎県五島市福江港湾区域内の下記区域における水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

1. 五島ふくえ漁業協同組合員及び五島漁業協同組合員であって旧福江市管内に住所を有する者以外の者は、わかめ、ひじき、さざえ、たこ、いせえび、うにを採捕してはならない。

記

区域

次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、2の各点を順次結んだ各直線、3、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、4の各点を順次結んだ各直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。

基点

1. 長崎県五島市松山町戸楽石切鼻南側海岸中鼻標識A号
2. 同県同市下大津町くされ水海岸標識B号
3. 同県同市同町大津野積場C北西端
4. 同県同市福江町北防波堤付根

点

- イ. 1 から 125 度 30 分 85 メートルのところ
- ロ. 1 から 93 度 108 メートルのところ
- ハ. 1 から 126 度 407 メートルのところ
- ニ. 1 から 123 度 562 メートルのところ
- ホ. 1 から 122 度 30 分 697 メートルのところ
- ヘ. 1 から 117 度 30 分 776 メートルのところ
- ト. 1 から 116 度 842 メートルのところ
- チ. 1 から 133 度 958 メートルのところ
- リ. 1 から 138 度 30 分 1,122 メートルのところ
- ヌ. 1 から 135 度 45 分 1,152 メートルのところ
- ル. 2 から 2 度 30 分 920 メートルのところ
- ヲ. 2 から 358 度 905 メートルのところ
- ワ. 2 から 359 度 820 メートルのところ
- カ. 2 から 0 度 30 分 783 メートルのところ
- ヨ. 2 から 3 度 30 分 604 メートルのところ
- タ. 2 から 10 度 15 分 83 メートルのところ
- レ. 3 から 326 度 30 分 70 メートルのところ
- ソ. 3 から 297 度 15 分 175 メートルのところ
- ツ. 3 から 335 度 48 分 283 メートルのところ
- ネ. 3 から 342 度 15 分 412 メートルのところ
- ナ. 3 から 345 度 22 分 459 メートルのところ
- ラ. 4 から 100 度 465 メートルのところ
- ム. 4 から 118 度 30 分 330 メートルのところ

2. 指示の期間

令和 5 年 10 月 3 日から令和 15 年 8 月 31 日まで